

諮問（不）第 28 号
答申（不）第 28 号

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が平成 31 年 3 月 8 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った保有個人情報不開示決定（公文書不存在）（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

請求人は、平成 31 年 2 月 26 日付けで、長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 12 条第 1 項の規定により、「平成 30 年 8 月以降、県民センターが総務省（行政評価局事務所等）から問い合わせ（請求人の相談、個人情報等に関する事）を受けたことがわかるもの及び本件に関して、県民センターが総務省に対して回答したことがわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分の内容

実施機関は、条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 8 日付けで、記録を作成していないためとの理由を付して本件処分を行い、請求人に通知した。

3 審査請求の内容

請求人は、平成 31 年 4 月 22 日付けで、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書によるとおおむね次のとおりである。

- (1) 長崎県庁の公文書記録を集計・分析したところ、事実として存在するべき記録が完全に抹消され、まったく実在しない情報が捏造記録されたケースがいくつも

あったことから、県民センターの公文書不存在に関しても以下のどのケースに該当するのか分類して明らかにする必要がある。

ア 事実隠蔽の目的で事実を公文書に記録しなかったケース

イ 県民センターの虚偽、職務怠慢の裏付けの結果として、存在していた公文書記録が抹消されたケース

ウ 県が外部行政機関や県民から連絡・指摘を受けた場合に、業務記録を残さなくてもよいという教育を県職員が日常的に受けていることの結果の表れ

エ その他

- (2) 県民センターの虚偽行為や業務怠慢行為は、県の虚偽公文書を次々と生み出し、県政の信用失墜を生み出す源泉となっていることは明らかである。公文書の存在の有無を再確認したうえ、詳しい状況を検証する目的で本審査請求を提起した。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は弁明書及び審査会における口頭説明によると、おおむね次のとおりである。

1 根拠条項の内容

条例第18条第2項は、開示請求に係る保有個人情報記録された公文書を保有していないときは、実施機関は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者にその旨を通知しなければならないとしたものである。

2 本件処分の検討

実施機関は、総務省からの問い合わせに関して、記録を作成しておらず、請求人が求める「総務省から問い合わせを受けたことがわかるもの、及び県民センターが総務省に対して回答したことがわかるもの」に関する公文書は存在しない。よって、条例第18条第2項の規定に基づいて、平成31年3月8日付けで保有個人情報不開示決定（公文書不存在）を行ったものであり、原処分は適正であると判断した。

3 審査請求の趣旨及び理由に関する部分に対する意見

請求人は、公文書不存在について、虚偽、職務怠慢の裏付けの結果として、存在していた公文書記録が抹消されたケースなど、さまざまなケースを想定しているが、いずれも請求人が主張するような事実は一切ない。

実施機関においては、総務省からの問い合わせに対し、個人情報保護の観点から、具体的に話すことはできないとの理由で総務省に口頭で回答し、あわせて組織内部においては口頭で情報共有をしており、結果として記録は作成しなかったところである。

したがって、実施機関の虚偽や職務怠慢等の事実はなく、請求人の主張は当たら

ない。

なお、当該記録の作成については、円滑な業務の遂行を進める上で、記録しておくことが望ましいとは考えるが、必ずしも作成の義務は無く、法令上、違法な取扱いを行っていない。

第5 審査会の判断理由

当審査会において、本件対象保有個人情報の有無について請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

1 本件対象保有個人情報の保有の有無について

審査会において実施機関に確認したところ、総務省からの問い合わせに関し、個人情報保護の観点から、具体的な内容については話すことは出来ない旨口頭で回答を行ったとのことであり、本事案については、継続して処理が必要となる事案ではなかったため、組織内部において、口頭で情報共有を行い、記録は作成しなかったとのことである。

また、長崎県文書取扱規程第26条によると、「電話又は口頭で受理した事項で重要と認めるものは、電話口頭受理用紙にその要領を記載のうえ、処理しなければならない」とされており、電話又は口頭で受理した事項については、すべての案件について記録の作成が義務付けられているものではなく、記録に残すか否かの判断は実施機関に委ねられていると解される。

以上の点を踏まえると、総務省からの問い合わせに関して、記録を作成しておらず、本件対象保有個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

2 請求人のその他の主張について

請求人は、審査請求書において種々主張しているが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、実施機関が行った本件処分は、妥当である。

よって、前記第1のとおり判断する。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和元年7月23日	実施機関から諮問書を受理
令和2年1月22日	審査会（審査）
令和2年2月18日	審査会（審査）
令和2年6月25日	審査会（審査）
令和2年6月26日	答申

答申に関与した長崎県個人情報保護審査会委員名簿

氏名	役職	備考
武藤 智浩	弁護士	会長
池内 愛	弁護士	
小林 透	長崎大学副学長	
小松 文子	長崎県立大学副学長	
清水 千恵子	学識経験者	